解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十二月二十一日開催の臨時総会の決議により、平成二十五年一月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月十四日

長野県南佐久郡小海町大字豊里一一〇七番地一

社団法人鎰掛公徳会

清算人　新津　克雄

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年二月二十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月十四日

静岡県静岡市清水区本郷町一番二八号

清水駅西第二地区優良建築物整備事業建設組合

代表清算人　望月　義博

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年二月十二日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年二月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月十四日

愛知県日進市浅田町茶園三八番地

日進平池土地区画整理組合

清算人代表　鈴村　銑一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十一月三十日開催の社員総会の決議並びに広島市長の認可により平成二十五年二月十五日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月十四日

広島市西区三篠町一丁目七番一号

医療法人中野皮膚科泌尿器科医院

清算人　中野　進

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年一月十日開催の社員総会の決議並びに長崎県知事の認可により、同年二月十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月十四日

長崎県諫早市天満町一五番三号

医療法人明康会

清算人　宮崎　雅也

配当公告

大阪市中央区瓦町三丁目五番七号

破産者　株式会社レイコフ投資顧問

右の者に対する大阪地方裁判所平成二十二年（フ）第二一二〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二、二九九、四六四、七四五円

一、配当することのできる金額

金八三、九五三、三六一円

平成二十五年三月十四日

大阪市中央区高麗橋四丁目四番九号淀屋橋ダイビル二階

破産管財人　吹矢　洋一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市杉並町四八番地、最後の住所函館市本通四丁目一八番二二号

被相続人　亡　阿部　忠雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十四日

函館市本町三番一二号カーニープレイス函館六階

相続財産管理人　弁護士　和根﨑直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県新宮市三輪崎一丁目四三六番地一、最後の住所埼玉県戸田市本町五丁目一〇番一六―一〇三号

被相続人　亡　惠須川康夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十四日

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町一丁目六二番地マレーS・Tビル四〇三号はるか法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　徳典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市花見川区こてはし台二丁目一九番、最後の住所千葉市若葉区千城台東三丁目一七番一棟二〇六号

被相続人　亡　片岡　一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十四日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番六号北野京葉ビル七階　丸山総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　丸山　哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県香取郡多古町島一九九八番地、最後の住所千葉県香取郡多古町島一六四六番地

被相続人　亡　郡司　正昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十四日

事務所千葉県匝瑳市八日市場イ二六〇八番地　佐伯法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐伯　幸男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市神奈川区片倉一丁目八四三番地、最後の住所横浜市神奈川区片倉一丁目二番五四号

被相続人　亡　藤井　良介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十四日

横浜市中区山下町二五二　グランベル横浜ビル一〇階

相続財産管理人　弁護士　野呂　芳子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市北区上賀茂山本町三六番地、最後の住所京都市北区上賀茂朝露ヶ原町一六番地フォルム上賀茂六〇二号

被相続人　亡　杜下　定夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十四日

事務所京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町二四〇番地　京都商工会議所ビル五階イリス法律事務所

相続財産管理人　弁護士　澤田　孝

第31期決算公告

平成25年3月14日

静岡県磐田市小中瀬738番地

株式会社ファインキャテック

代表取締役　鈴木信太郎

貸借対照表の要旨（平成24年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	829	流動負債	2,653
固定資産	1,282	固定負債	22
有形固定資産	1,266	負債合計	2,675
無形固定資産	12	（純資産の部）	
投資その他の資産	3	株主資本	△563
		資本金	142
		資本剰余金	51
		利益剰余金	△757
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	△759
		（うち当期純利益）	(40)
		純資産合計	△563
資産合計	2,112	負債・純資産合計	2,112